○健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて

（昭和五三年六月二〇日）

（保険発第七二号・庁保険発第九号）

（各都道府県民生主管部（局）長あて

厚生省保険局保険・

社会保険庁医療保険部健康保険・

年金保険部厚生年金保険課長連名通知）

標記については、昭和五十三年六月二十日保発第四七号、庁保発第二一号（以下「局、部長通知」という。）により通知されたところであるが、これによるほか、次の事項に留意のうえ遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、貴管下健康保険組合に対する周知方につき御配意願いたい。

記

1　報酬の範囲

（1）　局、部長通知1の(1)にいう「通常の報酬」には、一か月を超える期間にわたる事由によって算定される賃金等が分割して支給されることとなる場合その他これに準ずる場合は含まれないこと。

（2）　局、部長通知1の(2)のイにいう「例外的に賞与が分割支給された場合」とは、事業主のやむを得ない事情等のため、諸規定又は慣例によらず賞与が分割支給されたときをいうものであること。

（3）　局、部長通知1の(2)のウにいう「当該年に限り支給されたことが明らかな賞与」とは、過去数年にわたって支給されたことがなく、諸規定又は慣例から判断して、当該年に限り特別に支給された賞与をいうものであること。

2　賞与に係る報酬額の算定

（1）　局、部長通知2の(1)のイにいう「同日前一年間に受けたであろう賞与の額」は、次によること。

ア　変更後の諸規定による賞与の支給実績がない場合は、変更前の諸規定に基づき八月一日前一年間に支給された額とする。

イ　変更後の諸規定による賞与の支給実績がある場合は、その実績から八月一日前一年間に受けたであろう額とする。

ただし、その額が、同日前一年間に支給された額と大差がないと認められるときは、当該支給された額をもつてその額として差し支えない。

（2）　七月中に資格を取得した者の賞与に係る報酬額は、当該事業所において、同様の業務に従事し、同様の賞与を受ける者の同月以前一年間に受け

た賞与の額(同月中に受けるであろう賞与の額を含む。)を一二で除して得た額の平均額とすること。

３　その他

（１）　報酬に係る賞与については、局、部長通知２により算定される額等を、各種届書の備考欄に記載させること。

（２）　賞与に係る報酬額は、標準報酬月額に係る決定通知書の備考欄に明示すること。

（３）　賞与の支給状況については、報酬月額算定基礎届の提出の際に総括表等に記載させることにより的確には握しておくこと。